○立命館大学近畿圏外からの入学者を支援する奨学金規程

2016年７月６日

規程第1091号

（趣旨）

第１条　近畿圏外からの入学者を支援する奨学金（以下「本奨学金」という。）は、遠方からの進学を促進することを目的とし、その取扱いはこの規程の定めるところによる。

（採用人数）

第２条　毎年度の採用人数は、本奨学金の予算の範囲で学生部長が定める。

（給付額）

第３条　本奨学金の給付額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)　法学部、経済学部、経営学部、産業社会学部、文学部、国際関係学部、政策科学部、スポーツ健康科学部、総合心理学部および食マネジメント学部　年間300,000円

(2)　理工学部、情報理工学部、映像学部、薬学部および生命科学部　年間500,000円

（給付期間）

第４条　本奨学金は、入学した学期から給付を開始し、在学期間が薬学部薬学科は６年、その他の学部学科の学生は４年に達する学期をもって給付を終了する。

（募集）

第５条　募集は、一般選抜を受験する者を対象に行う。

２　学生部長は、毎年度７月までに募集要項および出願書式を定める。

（出願資格）

第６条　本奨学金に出願できる者は、次の各号全てを満たす者とする。

(1)　一般選抜を受験すること。

(2)　出願日において、出願者および生計維持者の住所地が京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県または和歌山県（以下「近畿圏」と総称する。）ではないこと。

(3)　出願の日の前年の生計維持者の年間収入を合算した金額が、給与または年金収入の場合にあっては課税前の年間収入が9,000,000円未満であること、事業所得の場合にあっては年間所得が4,140,000円未満であること。

(4)　前号に定める事実を証明する公的書類を提出できること。

２　前項第３号にかかわらず、出願の日の前年の生計維持者の年間収入を合算した金額が同号に定める金額を超える場合であっても、出願時において生計維持者が無職であることを証明する公的書類を提出したときは、出願資格を認めることがある。

（出願）

第７条　本奨学金の給付を希望する者は、募集要項に定める期間中に所定の出願書類を学生部長に提出しなければならない。

（選考）

第８条　本奨学金の受給者は、学生生活会議で選考し、学生部長が決定する。

２　受給者は、出願者の生計維持者の収入または所得を基準とし、金額の低い順に決定する。

３　給与収入と事業所得の換算は、日本学生支援機構奨学金の選考基準を準用する。

（受給資格）

第９条　本奨学金を受給できる者は、次の各号全てを満たす者とする。

(1)　本大学の一般選抜に合格して入学し、在学していること。

(2)　生計維持者の住所地が近畿圏以外にあること。

(3)　受給中の毎年５月に生計維持者の住民票の写し等の住所地を示す公的書類を提出すること。

２　前項にかかわらず、在留資格「留学」を有する学生は、本奨学金を受給することができない。

（給付方法）

第10条　本奨学金は、本人名義の銀行口座に振り込む方法により給付する。

２　本奨学金は、年間の給付額を、当該年度の春学期および秋学期に分けて半額ずつを給付する。

（併給）

第10条の２　本奨学金は、次の各号の奨学金または減免制度と併給することができない。

(1)　大学等における修学の支援に関する法律にもとづく給付型奨学金または授業料等減免

(2)　立命館大学学費減免規程にもとづく学費減免

（給付の休止）

第11条　受給者が休学したときは、学生部長は前条第２項に定める時期ごとに本奨学金の給付を休止する。

２　受給者が復学したときは、本奨学金の給付を再開する。

（取消し）

第12条　受給者が次の各号のいずれかに該当する場合には、学生部長は本奨学金の以降の給付または給付の決定を取り消すことがある。

(1)　第９条の受給資格を満たさないとき。

(2)　立命館大学学則第57条第１項により、停学期間が１か月を超える懲戒を受けたとき。

(3)　出願書類への虚偽の記載等の不正の事実が判明したとき。

（返還）

第13条　学生部長は、本奨学金の給付または給付の決定を取り消された者に対し、既に給付した本奨学金の全部または一部の返還を求めることがある。

２　前項により本奨学金の返還を求められた者は、返還を求められた日から起算して２週間以内に請求額を一括して返還しなければならない。

（細目）

第14条　この規程に定めるもののほか、本奨学金の給付に関わる細目は、学生生活会議において定める。

（改廃）

第15条　この規程の改廃は、学生生活会議の議を経て、常任理事会が行う。

附　則

この規程は、2016年７月６日から施行する。

附　則（2020年７月15日　給付金額および受給資格の変更、併給規定の追加等に伴う一部改正）

この規程は2020年７月15日から施行し、2021年４月１日以降の入学者から適用する。

附　則（2024年３月27日　併給禁止の対象の見直しに伴う一部改正）

この規程は2024年３月27日から施行し、2021年４月１日以降の入学者から適用する。